

淀川水系流域委員会 第50回委員会

議 事 録

(確定版)

日 時 平成18年4月24日(月) 13:31~16:10

場 所 みやこめっせ 1階 第2展示場D

〔午後 1時31分 開会〕

○庶務（日本能率協会総研 三ツ橋）

皆様、お待たせいたしました。定刻となりましたので、また委員の皆様のご出席が定足数に達しておりますので、淀川水系流域委員会第50回委員会を開催させていただきます。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます株式会社日本能率協会総合研究所の三ツ橋と申します。よろしくお願いいたします。

この4月より、委員会庶務を私ども日本能率協会総合研究所が担当させていただいております。いまだにふなれな点も多く、また委員会のご案内等で皆様にはご迷惑をおかけいたしました点があったかと思いますが、この場をお借りしましてお詫びさせていただきます。今後、当委員会の円滑かつ活発な活動のために庶務として努力してまいりますのでよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、幾つかご報告、ご確認をさせていただきます。まず、この4月に河川管理者の方々何名か異動がございましたのでご紹介をさせていただきます。まず、近畿地方整備局淀川水系総合調査事務所長、谷崎様でございます。同じく、猪名川総合開発工事事務所長、松村様でございます。木津川上流河川事務所長、桜井様でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。封筒に資料を入れてございますので、ごらんいただきたいと思います。まず、黄色い紙でございますが、「発言にあたってのお願い」、「議事次第」、「配付資料リスト」がございます。時間の関係もございましたので一つ一つ確認させていただきますませんが、リストにございますように報告資料の1、2、とございまして、3と4は資料としてはございません。それと、審議資料の1から4まで、それと意見交換資料の1、2、その他資料、参考資料1という形でございます。

報告資料1、前回委員会2006年2月13日以降の会議の開催以降から最後までということでございます。

ちなみに参考資料1でございますけれども、一番最後の方の資料でございます。「委員及び一般からのご意見」ということでございまして、前回の委員会以降5件のご意見が寄せられております。内容につきましてはごらんいただければと思います。

続きまして、発言に当たってのお願い等でございます。本日は一般傍聴の方にもご発言のお時間を設けさせていただく予定でございます。その際には、この黄色い紙でございますが、「発言にあたってのお願い」のペーパーをご一読お願いできればと思います。また、委員の方々の審議中につきましては、一般傍聴の方々のご発言はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。また、会議終了後に議事録を作成します関係で、委員の方々、河川管理者の方々におかれましても、ご発言の際には必ずマイクをご使用になりまして、お名前をいただいた上でご発言お願いいたします。

また、携帯電話をお持ちの方につきましては、審議の妨げとなりますので電源をお切りいただくかあるいはマナーモードに設定していただければと思います。

本日の会議につきましては3時間の予定でございます。16時半をめどに終了とさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより審議に移りたいと思います。今本委員長、よろしくお願いいたします。

○今本委員長

今本です。きょうは年度がわりに加えて、庶務がかわりまして、本日の委員会の案内がおくれました。一般傍聴者の皆さんにはご迷惑をおかけしたと思いますが、委員会としてもおわび申し上げます。

早速議事に入らせていただきます。最初は報告であります。前回委員会以後の会議等の開催経過について、庶務からお願いします。

〔報告〕

1) 前回委員会以後の会議等の開催経過について

○庶務（日本能率協会総研 三ツ橋）

それでは、報告資料の1でございます。前回委員会以後の会議等の開催経過についてということでございます。前回の第49回委員会はことしの2月13日に開催しております。それに先立ちます第66回の運営会議、そして49回の委員会、その後67回、68回の運営会議を開催しております。その結果につきましては、このペーパーにとじてございます。また、そのほかの各部会、検討会、ワーキンググループを一番表のリストのとおりで開催しております。

2) 副部会長の決定について

○庶務（日本能率協会総研 三ツ橋）

続きまして、報告資料の2でございます。2月1日をもちまして部会の委員構成がかわりました。また、副部会長が新たに決まりました。ちょっと見にくいのですが、リストの下の方に凡例があるのですが、四角の印が副部会長ということでございますので、ごらんいただければと思います。

3) 「委員会に対する意見」アンケートの実施について

○庶務（日本能率協会総研 三ツ橋）

それと、報告資料の3番目でございます。流域委員会についてのアンケートということでございます。3月1日に開催されました運営会議で決定されました事項でございますけれども、この第50回の委員会から、一般傍聴の方々から会議の席でご発言できなかった内容等につきましてアンケート用紙にご記入いただくということになりました。お手元の一番最後につけてございます黄色い紙でございます流域委員会についてのアンケート記入用紙というのを資料の中に入れていただき

ました。この委員会につきましてご意見がございましたら、この紙にご記入いただきまして受付に回収箱を置いておきますので、お帰りの際に投函いただければということでございます。

庶務からは以上でございます。

○今本委員長

はい、ありがとうございました。ただいまの報告に対しまして、何かご発言、ご注意いただくこととございませんでしょうか。

では、次に進ませていただきます。報告事項の4番目は委員の異動についてということで、これは河川管理者さんの方からご説明願います。

4) 委員の異動について

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。委員の異動についてでございます。委員の嘉田さんでございますけれども、ご本人から4月15日付で委員の辞退の申し出を文書で受け取りました。これを受けまして、河川管理者の方で委員の辞任を認めまして、18日付で委員の委嘱を免じる辞令を交付したところでございます。したがって、きょうの資料等には嘉田さんにつきましては既に委員ではございませんので名簿等から外させていただいております。以上でございます。

○今本委員長

ありがとうございました。この件につきましては、委員会として発言することではないのですが、何かございますでしょうか。よろしいですか。

では、報告事項を終わりました審議事項に移らせていただきます。

〔審議〕

1) ダム等の管理に係るフォローアップについて

○今本委員長

審議の1番目は、ダム等の管理に係るフォローアップについてです。河川管理者の方からご説明をお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。ダム等の管理に係るフォローアップについて、きょうの資料の審議資料1でご説明をさせていただきたいと思っております。

これは、ことし、今年度、流域委員会の方をお願いをさせていただくことになるだろうフォローアップということについて、どういったものかということをご説明するものでございます。まず、開いていただきまして1ページ目でございますが、これは流域委員会の現在の仕事、目的を掲げさせていただいたものでございます。上の方でございますのは従前ありました目的でございまして、

さらに下に3つございますが、これはプラスされた目的であります。当初、河川整備計画の策定に当たって意見を述べるということ、そしてもう1つ住民意見の反映方法について意見を述べること、この2つがございました。これにつけ加えて、下の3つでございます。

この3つのうちの真ん中の白抜きのところは、整備計画の変更について、これは策定だけではなくて変更する場合にも意見を述べるということで従前の延長でございますが、その上下にございます2つが追加されたものでございます。

1つ目は、河川整備計画の計画内容の進捗の点検に当たって意見を述べるというものでございます。これは、現在ございます河川整備計画の基礎案の中に記載されておりますけれども、河川管理者みずからが計画内容の進捗の点検を行うことになってございます。その結果を流域委員会の方にはご報告をいたします。それに対して流域委員会からご意見をいただくというものでございます。これは、きょうの審議事項の次に当たるものでございます。

さらに3つ目でございますけれども、これは少し難しい言葉がいっぱい並んでおりますが、再評価あるいは事後評価について審議を行い、意見を述べるというものでございます。これは2ページ目を開いていただきたいと思いますと思いますが、再評価、事後評価というものでございますけれども、これは国土交通省の公共事業のみならず、すべての事業、公共事業、さらに公共事業以外の行政が行っておる施策、すべてが対象でございますけれども、再評価あるいは事後評価というものを行うということになってございます。私どもが行っております公共事業というのは縦の方に、新規事業採択から着工、完了というふうに並んでおりますけれども、これは時間的な流れであります。事業が新しく採択されて、そして完了し、その後矢印がさらに延びておりますけれども、事業としてつくる段階が終わった後も管理を続け共用するということを指してございます。この流れの中で、評価というのを何度か行います。

まず1つ目は、新規事業採択時にこの評価を行うということでございます。次に、公共事業は通常1年、2年で終わるものもございしますが、大抵のものは長く時間がかかります。これらのものにつきまして、適宜再評価というのを行うことにしてございます。新規採択をしてからなかなか着工ができないもの、あるいは着工したけれどもなかなか終わらないもの、こういったものについては定期的に、その時点その時点で再評価を行うというものでございます。さらに完了した後、この部分が事後評価になりますけれども、事業の効果がどうであったのか、あるいは事業を行った結果環境への影響がどうであったのかということの確認を行って、さらに必要ならば改善措置を講じること、これが事後評価に当たります。

これらのことを、これは法律に基づいて行うものでございますけれども、その際に第三者の意見を聞くということになってございまして、その役割を淀川水系流域委員会にいずれお願いをすることになるということでございます。いずれと申しましたのは、正式には河川整備計画が策定された

後ということになります。現時点ではまだ整備計画が策定されていないので、準じて再評価あるいは事後評価についての審議を行っていただくというものでございます。

きょうご説明をしたいフォローアップ制度でございますけれども、3ページ目にございます。これはダムに限ってでございますけれども、毎年ダムに関するさまざまな調査を行っておりますが、これらを報告書の形で取りまとめ、そして5年ごとに過去の調査結果を取りまとめて分析・評価を行うというものがございます。これは今まで申し上げました淀川水系流域委員会の中の仕事で申し上げますと、進捗状況の点検についての意見を述べる、あるいは事後評価に相当するものでございます。このフォローアップの制度の中で、先ほど分析・評価を行うと申し上げましたが、この部分が、事業が完了した後事業が適切に効果を発揮しているかどうか、環境への影響というのが当初見込んでいたものであったかどうか、さらに改善の措置が必要かどうかといったことを分析・評価するものでございます。このフォローアップ制度の中でも、第三者の方からの意見をもらって分析・評価を行うということになってございます。

次のページを開いていただきますと、4ページ、5ページ。4ページは規約でございますけれども、5ページがフォローアップ制度、今私がちょっと口頭で申し上げたことでございます。フォローアップ制度はフォローアップ調査を行い、毎年行うものは年次報告でございまして、5年ごとに行うのが定期報告でございまして、その定期報告の結果必要に応じて改善措置をとって、さらにフォローアップ調査はまた定期的に行うというものでございます。この分析・評価を行う際に、学識経験を有するものからなる委員会を設置するということになってございまして、この委員会の役割を淀川水系流域委員会にお願いしているところでございます。規約で申し上げますと、先ほど申し上げました左のページの4ページで申し上げますと、（1）あるいは（4）に該当するものでございます。

6ページ目でございますけれども、具体的な対象ダムでございますけれども、これは決まっております。特定多目的ダム法あるいは水資源機構法に基づく事業、施設でございまして、天ヶ瀬ダム以下これらの6ページに掲げておる事業が対象でございます。

フォローアップの調査につきましては7ページ目あるいは8ページ目をござんいただきたいのですが、それぞれのダム事業の治水や利水の目的が達成されているかどうかということのみならず、環境への影響がどうであったか、水質あるいは生物の調査といったこと、さらに水源地域に対してどういった影響があったのかと、どのような変化があったとかといった水源地域動態調査、こういったものも含めての調査を行います。8ページにありますように毎年毎年調査を行うということではなくて、あるものにつきましては数年に1回、5年に1回というようなローテーションが組まれて行われます。

報告書は、これはまたいずれお出しすることになりますけれども、9ページ、10ページ、11ページにありますような項目で報告書を作成して、皆様方の方にご報告をさせていただくということに

なります。

12ページは、参考までにダムフォローアップ制度の経過を示してございます。

13ページにございますのが、この実施スケジュールでございます。先ほど掲げた事業につきまして平成18年以降、18年につきましては天ヶ瀬ダム、日吉ダム、高山、青蓮寺の、この4つにつきまして実施をいたします。19年度以降に、残りのものについてさせていただくということでございます。これらのダムにつきまして、5年ごとにまたこのフォローアップの定期報告というのをさせていただきますので、これはまた次々とローテーションが繰り返されるということになります。

14ページ目は、これは参考までにおつけしておりますけれども、整備計画の基礎案の中に既設ダムについてこういったことを検討するということを掲げております。フォローアップに当たってはこういったことも我々注目しながら、留意しながら、フォローアップさせていただこうというふうを考えてございます。

以上でございます。

○今本委員長

はい、ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。どうぞ。

○三田村副委員長

三田村です。住民参加部会を預かっている関係で確認をしたいと思います。

1 ページのところですが、従来と今後のところで、今後のところで、関係住民の意見の反映方法について意見を述べるというのが抜けておりますね。これは要するにフォローアップだから、そういうぐあいにお書きになったということでよろしいのでしょうか。規約にはあります。

もう1点、規約の5番目も抜けておりますが。

○今本委員長

よろしくお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

まず、1点目ですが、1ページ目の資料は、これは矢印を書いています、上の2つが下の3つに変わったということではなくて、上の2つに下の3つがプラスされたという意味であります。図がちょっと若干不適切だったかもしれませんが、私の説明は上の2つに下の3つがプラスされたというふうにご説明をしたと思っております。

それから、規約の方には4番と5番と非常に似通った文言がございますが、4番と5番は時間的な経過の違いだけでございまして、現在は4番の状態であります。5番は、いずれこうなるということで5番を書いているところです。整備計画が策定された後が5番でありまして、策定される前、現在の状況でありますけれども、これが4番ということになります。趣旨としては全く同じもので

ございますので、この1ページの図では1つにまとめさせて書かせていただいておりますということでございます。

○今本委員長

よろしいでしょうか。この1ページの図は、やはり矢印で書かれますと私も同じような疑問を感じましたので、ぜひプラスか何かで書いていただくようにお願いします。

ほかはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○岡田委員

岡田です。今ご説明いただいたフォローアップについての資料についてお伺いします。

河川整備計画が策定された後に再評価、事後評価をするとあります。ただ、とりあえずは準じてする、あるいは準じてする関連の前倒しというか、そういうことがあるというふうにちょっと今ご発言になったように聞こえたのですが。準じてということの意味についてお伺いしたいことと、それからいずれにしても整備計画が策定された後に検討するとすると、一体どれくらいの案件が出てくるのかということ、つまり事業数ですね。その数が非常に多い場合に少し絞り込むとかいろんな工夫が必要な気もするのですが、そういうことを考える上での数の目安みたいなのを教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

まず、準じてということでございますけれども、再評価あるいは事後評価につきましては、現在きょうの時点での正確な表現を申し上げますと、第三者の意見を聞くことになっております。その第三者というのは事業評価監視委員会というのがございます。これは近畿地方整備局全体で設置したものでございます。ここの意見をいただくということが、まず現時点での姿であります。この準じてという意味でございまして、事業評価監視委員会が審議を行うに当たって、淀川水系につきましましてはこの流域委員会で相当にさまざまなことをこれまで時間をかけて審議をしておるということを踏まえまして、こちらでの審議の状況の結果を事業評価監視委員会の方は踏まえて審議を行うということでありまして、これを、準じてというふうに書いてございます。したがって、権限としてはきょうの時点でいえば事業評価監視委員会の方にあると。これが、整備計画が策定された後は事業評価監視委員会そのものの権限が、この流域委員会の方に移るということになります。

それから、事後評価あるいは再評価について、どのぐらいの数が出てくるのかというご質問ですかね。2つ目につきまして。これは基本的に5年ごとに行うことになってございまして、少なくともことし再評価あるいは事後評価の案件が直接上がってくることはございません。どれぐらいの数かということについては、ちょっと今きちっとした数字を持っていませんので、これはまた改めてお示しをさせていただきたいと思います。かなり数としては、淀川水系の中で何十もあるというこ

とではなくて、水系の中である程度1つの事業というのをくくりまして、したがってその1つの事業はかなり大きなものになるわけでありますけれども、そんなにめちゃくちゃ何百もあるというようなものではないということでございます。

○今本委員長

よろしいでしょうか。

当面、今年度はないということですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

再評価あるいは事後評価については、今年度は、ちょっともう一度精査いたしますが、あっても1件か2件というものでございます。

○今本委員長

わかりました。この件につきまして、ご意見ございませんでしょうか。どうぞ。

○田中委員

田中です。8ページには平成18年度に平成17年までのデータをまとめて定期報告と、これはいわゆる5年という年月をかんがみた報告になるのでしょうか。というのは、平成14年にこのフォローアップ制度が本格導入されたと記されているわけなんです、年月から行くともう少し前にさかのぼるというふうに理解していいのでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。18年に今回4つのダムについて定期報告をさせていただくということになってございますが、これはフォローアップの制度自体はもう少し前から始まっておりますので、16年あるいは17年でも定期報告を本来させていただくべきものもございました。それが私どもの方の事情でできておりませんでしたので、したがって18年度に4つというバランス上多数になってございますけれども、これをまとめて18年度にはさせていただくことにしてございます。

○今本委員長

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○寺川委員

2ページの再評価、事後評価の図を見ておきますと、新規事業採択から着工までの間に、5年経過して未着工、再評価ということになっているのですが、そうしますと6ページにフォローアップ対象ダム等というところで挙がっているダム等があるのですが、これは既に完成しているダムですね。そうしますと、事業中のダムとしては丹生とかあるいは大戸、川上とかあると思うのですが、そういったものの扱いというのはどのようになるのでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。まず、ダム等の管理に係るフォローアップ制度ということで、こちらの方で対象にしているのは完成をした、管理に移行したものが対象になります。事業中のものは、まさに再評価というところに当たるわけです。5年経過し未着工というのは、今事業中のダムは全部未着工ではなくて既に着工しておるわけでありますけれども、10年経過して継続中ということでありますので、そういう意味では再評価の対象になりますし、既に昨年あるいはもう1年前に再評価というのを実施しております。それは、先ほど申し上げたように事業評価監視委員会の方で再評価を行ってございます。

内容についていえば、その時点、それぞれ、この流域委員会での審議の状況も踏まえて調査・検討というのが継続しておりますというご説明をして、それがそのとおりで結構ですというようなことで進んでございます。

○今本委員長

よろしいでしょうか。

この流域委員会としましては、新たな仕事がふえるという面もありますけれども、この委員会自体が継続していくという意味合いで、このことは非常に大きいことだと思っております。また、それぞれについて意見を述べるとなっておりますが、この流域委員会は従来すべて文書で出しておりましたので、これについても委員みずからが執筆して文書で意見を出していくという方向をとりたいと思います。

2) 河川整備計画基礎案に係る具体的な整備内容シートについて

○今本委員長

では、次に移らせていただきます。2番目は、河川整備計画基礎案に係る具体的な整備内容シートについてということです。この説明をお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。先ほどの説明の中にも流域委員会の役割というお話がございましたが、その中で整備計画の進捗の点検に当たって意見を願いますということでございます。御存じのように、整備計画の基礎案につきましては平成16年5月にでき上がっておりますが、それから2年近くたちまして、それぞれこの基礎案に従って事業の実施あるいは検討を進めてきているという状況です。

この基礎案に書かれておりますすべての項目にわたって、お手元に具体的な整備内容シートという少し分厚いものを置かせていただいております。これは、この基礎案に対しましての具体的な個々の整備内容のシート、いわゆる個票でございますけれども、これを平成18年3月、この3月に点検しまして、それぞれの個票を更新したという内容でございます。きょうは個々の説明について

は省略をさせていただきますけれども、今後意見をお願いするに当たって、なかなかこのシートを読むだけでも大変でございますので、お手元の審議資料2-2でございますが、一覧表をお配りさせていただきます。これは、今申しました個々の個票を横一列に項目ごとにずっと並べたものでして、この表の見方、さらには先ほどの個票の見方について、簡単にご紹介をさせていただきます。その資料が、お手元の審議資料2-3でございます。まず、2-3の1ページあけていただきますと。前にパワーポイントも出てございますが、資料は同じものでございます。

まず、この全体一覧表の見方でございますけれども、申し上げましたように整備計画基礎案の5章の内容、個別の内容をすべて網羅したものでして、なおかつエリア分けをいたしております。1ページ目の頭のところを見ていただきますと、真ん中より左の方に該当事務所というふうに欄を設けておりまして、淀川、琵琶湖、木津上、猪名川というふうに書いてありますが、それぞれの事務所あるいはエリアでもってどのようなことになっているかということが、わかりやすくさせていただきます。おとところでございます。

一番左の方から順に項目を説明させていただきますと、大項目というのがありまして、例えば河川レンジャー、自治体との連携となっております。その次は通し番号でございます。その次に整備内容シート番号でございます。これが個々のシートの番号でございます。その次に旧番号というのがございます。これは以前の整備シートは通し番号になってございました。1ページの下の方を見ていただきますと、環境-1からずっと2、3、4、5というふうに並んでございます。旧番号の欄ですね。これでは非常に見にくうございますので、大項目ごとに、それぞれの箇所については枝番をつけて番号を整理させていただいたということです。その右の欄が記載箇所ということで、これは基礎案の記載の箇所でございます。その次に事業名がありまして、その右に今申し上げた該当事務所がございます。

また、その事務所の下に担当の部会について、淀川部会、琵琶湖部会、木津上部会等の部会名を挙げさせていただいております。その右にそれぞれの進捗状況、そして今後の見通し等というふうになってまして、その右側に少し簡単な表にいたしております。進捗状況ということで、実施と調査・検討というふうに分かれてございます。これは、その一覧表の一番後ろのページ、15/15というのが右下に書いてございますが、ここをおおけいたしたいと思います。

まず、実施のAというのは、一番下のところに凡例を示してございますように、既に着手しているもの、あるいは詳細設計を実施しているもの、着手のめどが立っているものという状況でございます。Bは予算要求をしている、近々予算要求する予定、あるいは概略設計を実施しているというように、今はもう実施の着手のめどが立っているという状況です。実施のCというのは、実施をす

るというのは決めているけれども、まだその着手のめどが立っていない、あるいはまだ関係機関と協議中で方向性が決まっていないというような内容です。

一方、調査・検討、この調査・検討というのは実施をするかどうかも含めて調査・検討中というものでして、そのaは調査・検討が終了したもの、それからbは調査・検討の終了のめどが立っているもの、cについては調査・検討終了のめどが立っていない、あるいは調査・検討に着手できていないというようなものでございます。それ以外に、星印を実施のところに付けている箇所があります。これについては、昨年度の、ちょうど1年ぐらい前でしょうか、進捗状況の点検ということで1度ご審議をいただいておりますけれども、そのときに調査・検討になっていたもので今回実施に移ったものにつきまして星印でマークをさせていただいているということです。

なお、先ほど申しました整備内容シート、いわゆる個票についても少し順番を変えております。資料2-3の3ページ目をあけていただいた左の下が具体的な整備内容シートについてということで、書いてございますように平成18年3月22日時点で修正し、なおかつ基礎案第5章の項目立てに従ってすべてのシートを作成しているというものです。その右側ですが、申しましたように大項目と小項目という格好で分けてございます。大項目というのは今申し上げた、例えば河川レンジャーあるいはここで事例として横断方向の河川形状の修復というのを挙げてございますけれども、これが大項目でして、大項目の現状の課題あるいは河川整備の方針、具体的な整備内容というのが書いてあります。そして、実施をする箇所、それから調査・検討中の箇所ということで分けて書かせていただいております。

次に、その下の小項目に移るわけですが、それぞれの箇所ごとの説明になるわけですが、その説明については一々大項目の部分は書かずに、この小項目、箇所だけの説明という形でさせていただきます。例えば一番右の下にございますのは、最初の庭窪地区という箇所です。その庭窪地区の具体的な整備内容、スケジュール、事業費、あるいは概要、そして提案理由、あるいは委員会等からの意見、進捗状況等々について、その2ページにまとめておまして、これがすべての項目にわたって整理されているという状況でございます。

ということで、私どもの行っております進捗状況の点検の状況の見方をお話しさせていただいたわけですが、今後これらについてご審議をいただくことになるわけですが、どういう形で、これだけの項目もございますので、すべて公開の場でやるというわけにはなかなかいかない点もあるかと思っておりますので、そういった点も含めて委員会の方に審議の方法等についてお任せをいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○今本委員長

はい、わかりました。確かに、全部をこの委員会ですというわけには時間的にいけないと思いますので、これについては地域部会が中心になって審議をしたいと思っています。地域部会でも、その地域部会が担当する事業をすべて説明するのは難しいかと思いますので、どれを取り上げるかは地域部会長さんにお任せします。次回の地域部会までにどの事業を説明していただくか、それを決めて河川管理者に報告していただくことにしたいと思っています。この件につきまして、何かご意見ございませんでしょうか。

○岡田委員

岡田です。今ご説明いただいたこの整備内容シートについてですが、進捗状況に関して検討することでしょうか。今ちょっと私が聞き間違えたのかもわからないのですが、それが1点と、もう1つは、これは技術的な問題ですが、2ページ目ですか、「全体一覧表の見方」の中で「実施」というのがあって、「実施」の方は大文字、それから「調査」が小文字になっていますが、これは調査・検討というのがある、その後で今度は実施という段階に入るというふうに理解していいのでしょうか。この順番だと実施があって次に調査というふうに見えるのですが、この区別についてもう少しご説明いただいた方がいいのではないかと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。進捗状況につきましては、先ほどの資料にもございましたが、進捗状況の点検に当たって意見を述べるということでお願いをいたしております。それで、私どもがその進捗状況について点検をいたしまして、こういう個票に現在の状況ということで整理をし直しておるわけですので、そういう状況をごらんいただいて、それはある意味ではやり方がもうちょっと違うよとか、これについては進捗が遅いからもうちょっとスピードを上げろとか、あるいは妥当というようなご意見もあろうかと思いますが、そういったようなご意見をちょうだいしたいということでございます。

それから、2点目の資料2-3の2ページ目の上の「全体一覧表の見方」ですが、時間的経過から申しますと逆からになります。調査「c」が一番最初で、それが「b」、「a」となって、実施の「C」、「B」、「A」と、こういう順番になります。それで、調査・検討が終了して実施をするというふうに決めたものが「実施」の方に参りますし、場合によっては調査・検討した結果実施をしないということで、終了はしましたが実施の方に移らないというメニューもあろうかと思います。

以上でございます。

○岡田委員

後の部分はよくわかりました。ちょっとそういう説明をしていただかないとわかりにくいのではないかなと思ったんです。

それから、進捗状況についてもわかりましたが、実は先ほどご説明いただいたこのフォローアップの資料で、再評価・事後評価等をやっていく中ではその事業の必要性の中に事業の進捗状況というのがまた入ってきますね。このダム等の管理に関するフォローアップの方の再評価・事後評価のところの事業の必要性の中に事業の進捗状況というのは当然入ってくるわけですね。

実は、これはまたいずれ問題になると思いますし、それから監視委員会の方でもやられているのだと思いますが、要するに、この1番、2番、3番のコストだとか進捗の見込みとか云々を含めて、定量化ができるものと定量化ができてにくいものというか、定型化がしやすいものとしにくいものがある。この事業の進捗状況というのは、これはちょっと関連してお尋ねしたいのですけれども、今の再評価・事後評価をやるに当たってはそのあたりはもう定型化できているというふうに理解していいのでしょうか。それとも、これからそういうことを含めてここで勉強していくべき内容だというふうに考えればいいのですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。今おっしゃった「定型化」というのは、意味がよくとれなかったのですが、進捗状況を何か数字であらわすという意味でしょうか。

○岡田委員

数字というのが一番わかりやすいのですが、そうでなくとも幾つかのパターンを見つけていく。いろんな指標化がある、進捗率というのがもちろん一つのよく使われるものですね。それも事業の物理的な進捗率もあれば、想定された事業費で見ていくのやいろいろある。ちょっと私が確認したかったのは、このシートに即してしていくときにそういうふうなことについてのノウハウとかというの少し積み上げていくということを期待されているのかどうかということです。あるいは、期待されている云々にかかわらず我々の委員会ですらどうするかという話はあるのですが。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。具体的なイメージは、この淀川の河川整備計画、今現在は基礎案ですけども、これをつくるに当たって流域委員会の方から当初提言をいただき、私どもの方がその基礎案の以前の基礎原案というのをお出しさせていただいて、それに対するご意見もいただいた上ででき上がっているという状況でございます。ですので、この計画はでき上がってはおるわけでございますけれども、計画だけではある意味絵にかいたもちですので、それがちゃんと実行に移されて、まさに流

域委員会の方からの提言なり、あるいはご意見が反映されたという形になるのではないかということとして。

そういうことからいたしますと、計画ができ上がり、その状況あるいはその進捗がいろいろと当初、想定といいますか、お考えの状況のとおり進むのか、あるいは進まないのか、進まないとすればどういうところに原因があるのかといったことも見ていただきながらその計画が着実に、適切に実行されるということになるのではないかということで、そういうことから委員会の方にその進捗状況の点検に当たってご意見をちょうだいすると、こういう流れでございまして、個々のといいますか、全体を通してこれは進んでいる、これは進んでないというような、そういう進捗状況をチェックいただくというような意味合いとは少し違うのかなというふうに私自身は理解しております。

○今本委員長

これについては具体的にやり出したときにまたやるということでよろしくをお願いします。

○岡田委員

わかりました。

○今本委員長

はい、どうぞ。

○金盛委員

金盛です。今の岡田先生のお話とちょっと関係するかもわかりませんが、聞き方を変えてみたいと思いますが、評価というのは、ここに書いてありますように、小項目については随分具体的に示されまして、写真なんかも随分入っていきましてよく理解できるんです。ただ、もう少しマクロの、あるいは事業の全体像としてのとらえ方がどうかということになると、事前にいただいておりますて目を通して見たところ、もう少し全体の像が、例えばどこを目標とされておって、どの程度今年度で達成されたのか、あるいは今後の課題がどうなのかなというふうなところがわかりにくいところがあるんです。

それで、これはもうこのシートをいただいた後の意見として申し上げたらいいのか、あるいは、これを提出いただいたのですが、追加とか補足的な資料がお願いできるのか。まあ、個々には申し上げませんが、建前は、もうこれを出したと。これを委員会で見てくれと。もう原則これなんだと。このシートでもう、追加とか、そういうのは原則ないんだと。これで評価してくださいということなのか、その辺をお伺いしたい。

○今本委員長

はい、どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。もちろん、これ以上の資料はもう一切出さない、あるいはこれ以上の検討は一切しないという意味合いではございませんで、いろいろとご意見を踏まえて、ここはこう変えるべきだ、あるいはこう変えた方がいいということであれば、それは変えた上でのご審議ということでも結構ですし、あるいはこういう追加的な検討をした上でのご審議ということでも結構でございます。

○今本委員長

今の金盛さんの言われたことは、この資料以外にもっと詳しく知りたいといったときに資料を提供いただけるのかどうかということも含んでいると思うんですけど。

金盛さん、どうですか。

○金盛委員

そう。いろんなことがあると思うんですね、個々には。だから、まとめ方の問題みたいなものもあるんですね。整理の仕方のような、表のつくり方とか、そんなことでもあるんですね。それから、委員長がおっしゃったような、全く追加的な、もうちょっと詳しく知りたいんだとかいうようなものもあると思うんですね。だけど、もうそれはいいんだと。それは来年からにしてくれと。来年からの意見にしてもらって、ことはもうこれでやると。次から尊重というか、意見を取り入れるものは取り入れるからと、こういうスタンスなのかどうかということなんです。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

ですので、重ねて申し上げますと、審議に当たってなかなかこれだけではわかりづらい点もあるかと思いますが、その点については追加的な資料も用意させていただきたいと思いますし、その追加的な資料を用意するに当たってこういうような観点での資料ということで。ただ、時間がかかるものについてはなかなか難しい点もあるかと思いますが、そういったご意見等もございましたら、そういったものも含めて審議の資料とさせていただきたいと思います。

○金盛委員

ありがとうございました。

○今本委員長

はい、どうぞ。

○千代延委員

千代延です。委員長に確認させていただきたいんですが、地域別部会でどこが何をやるかということが原則なんですが、報告項目の中で利水というのがあります。これは利水・水需要管理部会の

方でやるということになるのでしょうか。そのことだけです。

○今本委員長

これは住民参加部会についても言えるんですが、できるだけ共通的なものは住民参加部会なり、今の件ですと利水・水需要管理部会をお願いしたいと思います。ただ、その一方で地域別部会にかかわるところがありますので、二重になる場合もあり得るんですけども、地域別部会にかかわるところやはり地域別部会でやっていただきたいと。できるだけ地域別部会を中心にやっていただきたいと思います。ただ、技術的な問題については利水・水需要管理部会でやる方がいい場合がありますので、その場合にはそれぞれのテーマ別部会でやろうというふうに考えています。

○千代延委員

はい、わかりました。

○今本委員長

はい、三田村さん。

○三田村副委員長

委員長が議題のご説明をなさったときに、今後の整備内容シートについての取り回しといいますか、それを地域別部会にお任せしたいとおっしゃった件が今千代延委員がおっしゃったことと関係します。実はテーマ別部会の住民参加部会あるいは利水・水需要管理部会においても整備内容シートについて点検していかなきゃならないというぐあいに考えております。それは私たち流域委員会の役目の一つでもあります。ただ、その場合の扱い方ですけども、千代延委員がおっしゃったように、両方に重なる部分が多々あると思いますので、両方でやっぱりやっていかなきゃならないだろうと。

例えば住民参加部会にかかわる問題として河川レンジャーというのがございますが、それぞれの地域部会で当然議論は進めていただかなきゃならないんでしょうが、どの河川レンジャー制度がよりすぐれているのか、あるいは今後の改善点とはいう場合にはやっぱりそれぞれの河川事務所のところからご説明いただいて、それをテーマ別部会で審議を重ねていかなきゃならないのだろうと思っております。それについては運営会議並びに河川管理者にもお願いしておりますので、整備内容シートの大きな説明をいただいて、その中で重点的なものをそれぞれのテーマ別部会をお願いするということになっていると判断しております。荻野部会長、それでよろしいですね。

○荻野委員

荻野です。考え方としては今三田村さんがおっしゃったとおりだと思います。それぞれの項目について地域に関連の強い部分とテーマに関連の強い部分がありますので、両方から評価するのがいい

いのではないかなと思います。

それから、ダムなんかにつきましては、例えば木津川上流にたくさん既存のダムがございますね。これは木津川地域にかかわることです。だけど、利水あるいは治水に関して言えば非常にテーマ的なものがございます。治水部会がないのでどうなるかわかりませんが、少なくとも利水に関してはダムに関連することは見ていかないといかんのではないかなと思います。

○今本委員長

では、どうぞ。

○川上委員

木津川上流部会の川上です。ダムのフォローアップに関しては、木津川上流には4つの既設ダムと1つの事業計画中のダムがありまして、これを部会でやれと言われますとなかなか大変だなというふうに感じておるところでございますけれども、一般論といたしまして、ハードの整備の事業と、それから河川レンジャーのようにソフトの事業とがあります。ハードの事業に関しては現場を見ないと何とも言えないということが往々にして出てくるかと思うのですが、そういう場合には見学させていただくというふうなサービスはお願いできるのかどうかということ。それから、ソフトの事業に関しては、我々委員も提案はいたしましたが、具体化のプロセスでいろいろと変更していかなくちゃいけないとか、あるいは臨機応変に対応しなきゃいけないというものが出てくると思われますが、そういうときにはシート内容の記載事項が適宜改正されていくというふうなこともあり得るのでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。フォローアップについて現地を見つつ意見を言いたいということ、これは当然あるかと思います。そのときにはぜひごらんいただきたいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。2点目のお話でございますが、整備内容シートにつきましては、先ほども申しましたように、これは3月22日時点で更新したものでして、これは適宜、修正といいますか、更新をしていくというふうに考えてございます。

○今本委員長

よろしいでしょうか。この件についても具体的に始めてみてまたいろいろと問題が出てくると思うんです。かつて整備シートについて私どもが意見を書いたことがありましたけれども、あのときも試行錯誤的なところがありました。ただ、その経験を踏まえていますのである程度継続の委員の方は経験があるのですけれども、今回新たなこともふえていますので、そのときに応じてまた考え

ていきたい。あるいは、河川管理者の方にも説明をお願いすることがあるかも知れませんのでその節はよろしくお願いします。

はい、どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。ただいまの川上委員のご質問に対する答えでちょっと誤解のないように申し添えます。もちろんこの整備内容シートについては適宜修正あるいは更新をしていくわけですが、進捗状況の点検に当たってご意見をいただくといういわゆるその時点をもう日々変えていますとなかなか意見が言えませんので、今回についてはこの3月22日時点の状況に対してご意見をいただくというふうにとりあえずさせていただきたいと思います。

○今本委員長

よろしいでしょうか。

それでは、次に進ませていただきます。

3）琵琶湖水位操作の試行とその結果についての説明と質疑

○今本委員長

3番目は「琵琶湖水位操作の試行とその結果についての説明と質疑」ということになっております。説明をお願いできますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖河川事務所長の河村でございます。お手元に審議資料3ということでとじたペーパーがございます。最初の何枚かはパワーポイントの形でご説明用にシートをまとめさせていただいておりますので、こちらの方で説明をさせていただきたいと思います。

ただ、後のページですが、今年度の洗堰の操作ということで3月23日の記者発表配布資料を添付させていただいておりますのと、これに関しましては水陸移行帯ワーキングというものを私どもの事務所で設置しております、そこでの検討を踏まえながらやっているところがございますので、参考としてそのワーキングにおける説明資料を一部ピックアップして載せてございます。こちらの方は時間の都合上ちょっと説明は省略させていただきますが、参考までに添付させていただいたものでございます。

それでは、前面のパワーポイント、あるいは同じものを手元にペーパーでご用意しておりますので、そちらをごらんになりながら説明を聞いていただきたいと思います。

まず「琵琶湖水位の移行操作（試行）とその結果について」ということでございます。まず、その必要性というか、シートの1番にフナ・ニゴロブナの漁獲高の推移ということでデータをお示し

させていただいておりますが、このフナ・ニゴロブナの漁獲高が近年減少の一途をたどっているというような状況になっているということ。これにつきましては、平成4年に洗堰の操作規則が制定されたわけですが、琵琶湖の水位変動の影響があるのではないかとご指摘をいただいているところでございますので、まずはその洗堰の操作で何がしか解決できないかということから始まったものでございます。

次のシートの2番でございます。とはいえ、その漁獲高の減少というものがただ単一の要因で減っているかという、なかなかそれもわからないということでございますので、これは平成16年6月に流域委員会の場でもご説明したデータでございますけれども、この何十年間の間にさまざまな自然環境の変化が見られていますよということで、いろんな原因が考えられるということで整理をさせていただいております。

例えば、内湖について減少していたり、ヨシ帯が減少していたり、琵琶湖の水位の変動が変わっていたり、あるいは魚食性外来魚・侵略的外来種が増加していたり、といったものとか、社会環境の変化も見られるでしょうと。こういったものを分析する必要があるということで一昨年にご説明させていただいたところでございます。

シートの3と4をあわせてごらんいただきたいのですが、その中でも洗堰の操作に関する部分でコイ科魚類の生態環境に何か影響があると言われている内容について、復習になりますが、そもそも洗堰の操作規則というのをもう一度ちょっと。

春先の段階では常時満水位B. S. L. +30cmという部分から、6月16日から夏期制限水位に入るわけですが、この間がちょうどコイ科魚類の産卵期に相当しておりまして、この差異がですね、平成4年に制定された以前と以後で大きく変化をしているのではないかとこの部分でございます。

シートの3の方のラインをごらんいただきたいのですが、太い緑色の線が操作規則制定前の半月平均の水位を昭和36年から平成3年まで平均したものでございます。赤いラインが操作規則制定後平成4年から平成12年までの半月平均の水位を各年平均したものでございますが、ここで特徴的なのが、操作規則制定以後は、コイ科魚類の産卵期に、5月の中旬から6月16日にかけて水位が低下しているという部分でございます。

もう少しここを詳細に見ていただくと、シートの5番目でございます。洗堰の操作規則では6月16日に夏期制限水位の-20cmの部分に移行させるということで、大体1カ月くらいかけて常時満水位付近にあった水位を下げているわけでございます。これが毎年のように繰り返されるということで、この時期ほぼ同じような水位低下を示しているわけでございます。これが非常に急激な水位低下というふうに言われておりまして、この水位低下によって湖岸のヨシ帯の環境が少なくなっ

ていくのではないかと、いろいろ指摘をされているところでございます。こういったところから、この操作規則について運用の範囲で平成15年から試行的な操作をしている状況でございます。

それがシートの6でございますが、平成15年の実績がございます。下を書いてありますが、この平成15年のときに4月の下旬に＋30cmまで上昇してしまったわけですが、そこから6月16日に－20cmになるようにできるだけ緩やかに下げていこうという試みをした結果でございます。

これと先ほどのシートの5を比較いただければ、シートの5の平成14年以前では5月の下旬くらいまで20cm、30cmの高水位にあったものが、勾配が、水位低下の速度が緩やかになったということが確認できております。この15年の操作でこの時期に緩やかな移行操作というのは可能だというふうに判断されましたので、平成16年にもう少しちゃんと目標を設定しようというふうに決めまして、それがシートの7でございますが、平成16年4月10日から5月10日くらいまでは最低水位の維持ラインをB. S. L. ＋10cmくらいで管理をして、その時期の降雨による水位上昇に備えようということを行いました。

これはどういうことかといいますと、コイ科魚類の産卵は降雨があつて琵琶湖の水位が上昇したときに産卵しやすいというようなことが言われておりましたので、水位が上昇した際に産卵をし、その産卵した卵がふ化するまではできるだけ水位を維持する操作をしようという試みをこの平成16年から実施したものでございます。

それから、シートの7に黄色で書いてありますが、降雨による水位上昇後7日から10日間水位を維持ということでございます。目標としては、5月11日以降、前年同様に－20cmになるように徐々に水位を低下させようということを実施しておりました。

ところが、平成16年の実績を黒いラインで書いてございますが、4月の下旬あたりから春先の降雨があり、数cmほど上昇した後ゆっくりと水位を下けているということについてはできたというふうに考えておりますが、それ以降ほぼ定期的に雨が降って、実は水位を緩やかに下げつつ、下げ切る前に次の降雨があつて次第に水位が上昇して、その年の目標では下げなければいけないという時期になってもまた次から次へと降雨があつて、5月17日、18日あたりにこの時期としては非常に大きな降雨があつて、結果的に常時満水位を超えたために全開放流を実施いたしまして、急激な水位低下をさせざるを得なかったというような結果になってございます。

平成17年ですが、平成16年の結果を踏まえまして少し目標を変えました。それがシートの8でございますが、そのシートの8では、目標下限水位、こちらを平成16年はB. S. L. ＋10cmで設定しておりましたが、これをあと5cmくらいは何とか下げられるだろうということで5cmに下げて、一方で30cmを超えない前に大体25cmくらい、ここでは黄色の点線で描かれてありますが、これを超えた場

合は急速な水位の低下をさせようと。そして、この間で環境に配慮した操作を実施すればよかろうということで設定いたしました。

あと、水位上昇したときの水位の維持の期間も、平成16年現地で観測した結果、大体7日間維持させれば卵はふ化するということがわかりましたので、10日というのはちょっと長過ぎたということで、7日間水位を維持して、その後は水位を低下させようというようなことで目標を立てたものでございます。

結果ですが、昨年は今度は逆に非常に雨が降らない状況でございまして、例えば琵琶湖流域で4月、5月、6月の3カ月の降雨量というものでいきますと、私どもが持っていますデータでは一番少ない降雨量であったというような状況でございまして、その結果、下限目標水位を若干上回ったり下回ったりという中で目標としての6月16日の制限水位－20cmに何とかぎりぎり到達をさせることができた。むしろ、水位を維持する方にちょっと苦労したというような状況でございます。

この間の平成15年、16年、17年、この操作を実施しながら現地でどのような産卵状況だったかをあわせて観測をいたしております。それがシートの9、シートの10あたりでございます。

調査地点としては、ヨシ帯が良好に残されている地点として、高島市新旭町、平成15年のときは饗庭の地点、16年、17年は針江の地点で調査をいたしました。

調査方法は、10ページにありますように、実際に現地で潜水夫によって産卵の状況を、個体数を数えたり、あるいはふ化した仔稚魚の個体数を数えて、それでこのエリア全体での産卵数あるいはふ化数をカウントして推定したものでございます。

一方、水位の変動に伴ってこうしたエリアで産卵した仔稚魚が干出してしまうというふうに言われ、それによって生残がなくなるということですが、それについては11ページにありますようにモデル化をいたしまして、水位の低下に伴って干出される数を推定して計算いたしました。

その結果が12ページでございますが、16年と17年の新旭町の針江地点での結果です。青い棒グラフが平成16年の結果、赤い棒グラフが平成17年の結果です。まず12ページはフナ類の産卵数の変化です。6月15日以前の状態ですが、平成16年は、先ほども申しましたように、水位が高くなり過ぎて急激に水位を低下させてしまいましたので約50%の卵がふ化する前に干出してしまっただろうと推定されております。一方、平成17年はそれほど大きな水位の変化がなかったので干出した卵数は8%にとどまっただろうというふうに考えております。

ちなみに、6月15日以前と16日以後と分けたのは、16日以降夏期制限水位になっております。この期間は緩やかな水位操作というのはいしておりませんので、そういう意味でいくと、平成16年も17年も水位低下後の産卵数は少なくなっているということでございます。

13ページは延勝寺の地点ではかったものでございます。こちらは、針江と違いまして、16年、17年ともにそれほど変化は見られなかったという結果でございます。

それから、シートの14はホンモロコで観測した結果でございます。こちら16年と17年ではそれほど大きな変化が見られませんでした。

フナ類とホンモロコの大きな違いといいますのは、フナ類は浮遊する植物類に産卵するというところ、それからホンモロコ類というのは木の根っこ、動かないものに産卵する習性があるということで、水位に追随するものと追随しないものとの違いをこれで見分けているものでございます。

15ページ、最後になりますが、こうした結果も踏まえて、今年度どのような移行操作を行うかということでございます。基本的には平成17年が極めてレアケースと思われます。余り水位の変動がなかった、雨がそれほど多くなかったということで17年の試行操作のデータは余り十分に得られなかったと判断しておりますので、もう一度17年度と同じ試行操作を行おうと思っております。つまり、B. S. L. + 5 cmから25cmの間で降雨による水位上昇後の状態を維持して、その間環境に配慮した操作を実施するというところでございます。

ただ、昨年の方でぎりぎり6月16日に-20cmが確保できたということで、仮に昨年と同じような状況になった場合同じことを繰り返してしまいますので、その際は流域内での雨の降り方を勘案して水位の下げ方に少し工夫が必要ではないかと。具体的にどうするかまでは決めておりませんが、そういったことに気をつけながら洗堰操作を実施したいというふうに考えているところでございます。

一応ご説明は以上で終わらせていただきます。

○今本委員長

ありがとうございました。

瀬田川洗堰の水位操作につきましては、操作規則という縛りの中で非常に一生懸命努力をされているというのはよくわかります。また環境調査についても努力をされている、これもよくわかります。ただ、本当に操作規則そのものがよかったのかどうかということについての検討はまだされていないのではないかと。この委員会としては、もちろん操作規則を云々するつもりはありませんけれども、本来の姿として何がいいのだろうかという原点に戻ってこの水位操作についての検討をしたいということで特別のワーキンググループもつくっております。今後、こういう調査を踏まえましてまた議論をしていきたいと考えております。

今の結果の報告につきまして何かご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○綾委員

綾です。先ほどのフナの産卵数ですけれども、平成16年度と平成17年度で、例えば延勝寺とか新旭なんかでは随分違うのですけれども、これの原因は何か、わかりますか。高島町ではあんまり変わらないときがありますよね。そういうぐあいにちょっと違うのですが、どういうことか教えてください。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖の河村です。なぜかという部分についてはまだよくわかっていないのですが、一般的によく言われていることから類推すれば、雨が降った後に産卵するということからすれば、去年は雨の降る機会が少なかったので産卵する機会に恵まれなかったというふうに判断できるかと思います。ただ、これは私の意見でございますので、こういった結果も踏まえ、水陸移行帯ワーキングで先生方のご意見を伺いたいというふうに考えております。

○綾委員

ワーキングの方で水陸移行帯ワーキングというのをつくられて、そこではまだ議論はあんまりされてないということですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖の河村です。18年度の操作につきましては、17年度中にご報告して、18年度このままやりましょうということについては一応ご報告してご意見をいただいております。ただ、結果につきましては17年度余り数が得られなかったということで、そういった認識は共通して持っていております。ですから、もう一度同じようにやってみて、ことしの結果も見てご議論、ご検討いただきたいというふうに考えているところでございます。

○今本委員長

はい、どうぞ。

○西野委員

西野です。今の綾委員のご質問ですが、補足をしておきますと、2地点での産卵数の違いは恐らく湖岸形状の違いだと思われます。高島市の方が、形状がでこぼこしてしまっていて、ヨシ帯の陸側に比較的水のたまりが残りやすい構造になっているため、水位が下がっても浮遊物が水中にあるので産卵できます。ところが延勝寺の方は、どちらかというと余りでこぼこしていないので、水位が下がるとヨシ帯の陸側で浮遊物そのものが干上がってしまい、産卵場所がなくなるのだと思います。

○今本委員長

ほか、よろしいでしょうか。

この問題につきましては、水位操作のワーキングを含めましてこの委員会としても総力を挙げて検討を加えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

4) その他

○今本委員長

続きまして「その他」ですが、特に予定した議題はありませんが、よろしいでしょうか。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

○今本委員長

本日は、議事次第にありますように、一般からの意見聴取の方法についての意見交換をしたいと思っております。したがって、きょうの議事は一たんここで閉じまして、ここまでの部分についての一般傍聴者からのご意見をお伺いしたいと思います。

一般傍聴者の皆さん、いかがでしょうか。どなたかございませんか。お二人ですか。それでは、後ろの方からどうぞ。

○傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。整備内容シートなんですけれども、項目を見る限りだと、今まで基礎案からずっと続いてきた内容と何ら変わりはありません。けれども、今まで第1稿、第2稿、基礎案がずっと出てきている中で、こんなことも検討したらどうかというようなことはもっとたくさんあったはずです。そういうものが全く盛り込まれていないというのは少し消極的過ぎるのではないかと思います。

例えば、堤防に関して越水対策をしてほしいということは何度も申し上げましたけれども、それをどこかに盛り込むようなことは全く見られませんし、一体進んでくれているのか、取り組みをされているのかというのが全くあの内容では見えない状態です。ほかにも新たに出てきた問題が幾らでもあるわけですから、そういうものは新たな項目を盛り込んでいつていただきたいと思います。

○今本委員長

はい、ありがとうございました。では、どうぞ。

○傍聴者（浅野）

自然愛・環境問題研究所の浅野です。委員長にお尋ねしますが、今、一般傍聴者に意見を求めておられるのは、先ほど審議しておられたというか、説明があった、それらの事項だけに限定してのことですか。

○今本委員長

今の段階では従来と同じ扱いです。ですから、限定せずにほかのご意見を言っていただいても結構です。

ただ、今後どうするかということはここで一たん休憩を置きまして、後ほど議論させていただき
ます。ですから、きょうの今の段階ではご自由にご発言ください。

○傍聴者（浅野）

わかりました。

本日配付の参考資料1にNo. 695『淀川水系流域委員会//考』と題した意見を発表しています。こ
れは「今後の委員会活動はどうあるべきか」の答えに迫るための一論考であります。第1部として
「生みの親たち」、この委員会の誕生を企図した3人の河川官僚たちがどのような思いでいたのか、
また委員会にどのような期待を描いていたのか、彼らの言動をもう一度振り返って検討してみて、
意外な事実がわかりました。

彼らは改訂河川法を積極的に解釈したのみならず、その限界をも超えてしかるべしと考えていた
のです。そして、きっとこの淀川水系流域委員会は「自然に生きる水系を流域住民とともによみが
えらせたい」という自分たちの思いを実現すべき、新しい河川行政の流れを指し示してくれるは
ずであると、大きく期待していたと思われます。

現在はこれからの何カ月間が提言「新たな河川整備を目指して」の高い志を実現できるかどうか
の正念場となるであろうことを思うとき、委員の皆様にはぜひこの「生みの親たちの気高い思い」を
改めて思い起こしていただきたいと願っております。

話は変わります。ことし1月31日付で出されたパンフレットの件です。

このパンフの中で、特に19ページから22ページの基礎原案に対する委員会意見書の取り扱いは、
まさに具体的に重要な指摘を抹消し、あるいは要約の形を装いながら、違う意味に仕立ててしまっ
たりしています。その上、できるだけ河川管理者側を持ち上げるような、その責任を和らげるよう
な表現にかえて、委員会の重みのある意見を省くことで、意見書を軽く感じさせるように意図され
ているように思います。

また、19ページの基礎案においては「浸水被害の軽減」と統一したことが正規であるのに、一時
の消し忘れ「解消」が堂々と生きているばかりか、さらに1カ所、「軽減」を「解消」に書きかえ
ています。

これらすべてを詳細に指摘するには傍聴者発言では時間もなく、よくよく理解してもらうには比
較するパンフ、基礎原案、基礎案、意見書が必要であり、改めて参考資料1へ意見書を出しますが、
具体的な委員会の対応が必要であることを強調しておきます。

○今本委員長

はい、ありがとうございました。ほか、よろしいでしょうか。

それでは、ここで一たん休憩しまして、その後に一般からの意見聴取の方法についての意見交換をいたしたいと思います。それでは15分。

○庶務（日本能率協会総研 三ツ橋）

それでは、休憩をとらせていただきます。再開は3時15分ということでお席にお戻りいただければと思います。

〔午後 3時02分 休憩〕

〔午後 3時20分 再開〕

○庶務（日本能率協会総研 三ツ橋）

15時20分となりましたので再開させていただきます。今本委員長、よろしくお願いいたします。

5. 一般からの意見聴取の方法についての意見交換

○今本委員長

それでは再開いたします。

5にあります「一般からの意見聴取の方法についての意見交換」を始めさせていただきます。

最初にお断りしておきますが、この委員会は準備会議の段階から一般の意見を非常に大事にしてきております。それを変える意図は毛頭ありません。ただ、もっと効率よく聞くにはどうしたらいいのかといった観点から、一度この問題を検討しようとしておりますので、決して一般傍聴者の発言を制限しようというつもりはないということを、初めに言っておきたいと思います。それでは、これまで一般意見をどうするかということを、住民参加部会の部会長としていろいろ検討いただきました三田村さんの方から、資料に基づいてご説明いただけますか。よろしくお願いいたします。

○三田村副委員長

住民参加部会の三田村でございます。きょうの議題の「一般からの意見聴取の方法についての意見交換」という5番目の議題について、ご説明申し上げます。

今、委員長が申されましたように、より、できるだけ多くの皆さん方から意見をちょうだいして、それをできるだけ反映できるように参考にさせていただこうというのがこの委員会の趣旨でございました。それをよりよく、効率よく取り扱うために、これから説明しますことをご提案させていただきますと思います。

私が説明するに至った理由は、委員会の中で住民参加にかかわることでございますので住民参加部会で検討していただけないかということでした。そこで、住民参加部会の方々から意見をちょうだいして、それをまとめたものが今日皆様方にお配りしております意見交換資料1です。あるいは、参考資料1というのは先ほど一般の方々からご発言があった分でございます。あるいは、意見交換

資料2というのがございます。

では、内容を少し丁寧にご説明していきたいと思います。意見交換資料1を読み上げたいと思います。

「一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案」

「淀川水系流域委員会は、発足当初から会議ならびに情報の公開を原則とするとともに、広く一般住民・傍聴者から意見を聴取し、委員会審議に役立ててまいりました。委員会は積極的なご意見の提出に深謝しております。

さて、最近開催の流域委員会（部会も含む）において、一部の意見提出と傍聴者発言が委員会の健全な運営にしばしば支障が生じていることをご承知のことと存じます。そこで委員会では、委員会の発展のために一般の方々からの意見提出についてより改善したルールを下記のごとく提案することいたしました。今後とも一般の方々からのご意見を聴取し委員会のさらなる飛躍をする所存です。ご理解とご支援を賜りたくお願い申し上げます。」

2つございます。1つ目が（1）にあります住民意見の提出でございます。これは委員会でのご発言以前にご提出いただいたものを文書で毎回配布している分でございます。きょうご説明なさった分もその中に入るかと思えます。一般の方がご説明なさったものもこの中に入るかと思えます。

（1）住民意見提出

「従来、当委員会では、一般住民から寄せられた意見（文書）などは、書式などについての取り決めがなく（その様式、紙数、白黒／カラー、原稿の手書き／ワープロなど）、また、配布に当たっても、複数の委員会と部会において同じ提出文書を繰り返し配布してまいりました。しかしながら、これらは環境の時代（省資源）とは相容れない行為であり、委員会は真摯に反省しております。今後は、一定のルール（別紙1）を定め、それに従った意見・資料を受け付けて委員会で配布したく考えております。」

2番目、先ほど、委員会あるいは部会で「一般傍聴者からの意見聴取」という議題がございましたが、それについてでございます。

（2）一般傍聴者発言

「従来、当委員会では、審議終了後に一般傍聴者からの意見聴取を行ってまいりましたが、一部の方の発言が委員会運営に支障をきたした（たとえば、①審議内容と無関係の発言、②発言者の固定、③発言時間が長すぎる、など）がありました。そこで、今後は、一定のルール（別紙2）を設け、できるだけ多くの人に、有意な発言をお願いするように考えております。」

裏側が2ページになるのですが2ページ目はありません。3ページ目です。その別紙で1つ目に

かかわることでございます。住民意見の提出です。紙ベースで提出していただく場合のこれからの運営について、ここでご説明したいと思います。

「委員会への意見の提出および資料等の配付に係るお願い（案）」

委員会の円滑な運営のため、意見の提出および資料等の配付について、一般の方々に以下の点ご協力をお願いいたします。

1. 委員会への意見の提出に係るお願い

この件については、会議において従来より配付している資料「委員および一般からのご意見（参考資料1）」にかかわるお願いでございます。参考資料は先ほど参考資料をご提出していただいた方からご説明がございましたが、きょうも参考資料1というのが配られております。これについてでございます。これにかかわるお願いでございます。紙ベースでのお願いでございます。

（1）提出される意見原稿の体裁をできるだけ整えていただきたいということでございます。A4サイズでお願いしていただきたいということでございます。それと、カラーではなくて白黒コピーでお願いしたいということです。それから、こちらでできるだけ加工しなくて済むように、完成原稿の形で提出していただきたいということでございます。

2つ目、意見の分量ですが、およそ3枚以内におさまるようにお願いしたいということでございます。

内容につきましては、裏面の4ページのところにございますので、先に読み上げたいと思います。4ページ目の大きな3の（1）でございます。「意見提出・資料配付の目的について」という

（1）の項目がございますけれども、中ポツのところに「意見の提出や、資料の配付については、どちらも「委員会に対して」であることにご留意下さい」と。委員会以外のことについては、紙ベースでご提出していただかないようにご協力いただきたいということでございます。

3ページに戻ります。（4）公表・配付等。特にこだわりがございません場合は、提出後の真近の会議、委員会だとか部会等で参考資料1として配付させていただきます。何々部会で配付してくださいというぐあいにコメントいただければ、そのようにできるだけ早いところの部会あるいは委員会で配付するように心がけたいと思います。もしコメントがない場合には、できるだけ真近の委員会、あるいは部会で配付ということになろうかと思います。2つ目です。提出していただいた意見はホームページ上でも公開させていただきたいと思います。これについても公開しないでいただきたいというコメントがあれば公開しないようにしたいと思います。

（5）は読んでいただければ簡単にご理解いただけると思いますので飛ばします。

（6）は注意事項でございます。公表・配付用資料作成にあたり、体裁等について、ひょっとし

たら庶務で編集させていただくことがあります。できるだけ完成原稿というぐあいに申しましたけれども、そうでないものがあつた場合のことでございます。2つ目、先ほどご説明いたしましたように、委員会に関係ないことが一番重要な場合でございますけれども、それに抵触する場合、提出意見の一部またはすべてについて、公表・配付を控えさせていただくことがございます。この判断は申しわけございませんが、委員会でさせていただくということになろうかと思ひます。

4 ページに参ります。次は、会議場で、委員会、部会の会議の場で資料を配付される場合についてのお願いでございます。体裁だとか配付要領というのは特にございませんが、配付要領は従来どおりにやっていただければと思ひます。注意事項は先ほど申し上げたことにもかかわるのですけれども、委員会あるいは部会の会議の運営に妨げになると考えられる場合は配付を中断させていただくことがあります。

3. 意見の提出・資料配付にかかわる全般的なお願いでございます。（1）は先ほど申しましたように大事なことでございますのでもう一度読みますと、意見提出や、資料の配付については、「委員会に対して」提出、あるいは資料配付をお願いしたいということでございます。

（2）意見・資料の内容については、提出者の自由といたしますが、次の4つについてご配慮していただければというぐあいに、これもお読みいただければありがたいと思ひます。

次、5 ページに参ります。今度はこの会の中でございます。委員会あるいは部会の中での一般傍聴者からの意見聴取という会議次第がございますけれども、それについてのお願いです。

今ご説明しております1 ページ目の（2）の一般傍聴者発言というところの部分でございます。お願いの2つ目になります。「一般傍聴者からの意見聴取について（案）」でございます。会議の際の一般傍聴者からの意見聴取について、こちらで検討いたしますので、きょうご意見をいただきたいと思ひます。

1. 実施要領

（1）従来は、会場において挙手で発言希望を確認して、すべての希望者に発言の機会を与えておりました。あるいは、発言時間については、余り長い場合にはその辺で中断していただくようお願いもしておりました。

これからの変更案でございます。（2）の①会議の配付資料の中に発言に関するお願いを今までよりも少し丁寧に書いたものを配付したいと思ひます。「一般傍聴発言にあたってのお願い」と、もう1つは発言希望を申し出る記入用紙を添付しようと思ひますが、それについての注意事項とございますか、留意事項のお願いを添付することにいたします。

②一般傍聴発言希望記入用紙に記入いただく。これが新たなことでございます。休憩時間の終了

までに、庶務の受付箱に投入していただく。ただし、場合によっては審議が全部資料した後に休憩があるとは限りませんので、これについてどのようにこちらが取り扱えばいいのかというのは定まっておりますが、私の案を申し上げます。個人的な案でございます。これに対する取り扱いは従来どおりの基本的な発言でよろしいかと思いますが、委員長が後半部分のこれこれについて一般傍聴者の方々のご意見はございませんかというぐあいにコメントしていただければ、より会議をスムーズに進めることができるのではないかと思います。これに関しては希望記入用紙にお書きいただくことはできませんのでやむを得ないというように思っております。委員長にぜひお願いしたいと思っておりますけれども、これについても委員の方々からもご意見をいただきたいと思っております。

③発言希望者には、原則として発言の機会を認めたいと思っております。ただし、発言内容に多大の問題点があると判断された場合は、理由を付して発言をご遠慮していただくことになろうかと思っております。これは記入用紙に書いていただいた内容についてもそうですし、休憩時間後に審議があった場合の発言についてもそうです。その場合は発言をお聞きして、その発言を停止していただくということを委員長にお願いしなければならないと思っております。

④発言時、一定時間を過ぎた時点で注意をうながすようにしたいと思います。これはできるだけ多くの方々から意見をいただきたいからでございます。およそ3分程度でよろしいのかなというぐあいに私は判断しております。

その次の※印でございますけれども、審議の過程で感じたことを記入して提出してもらう機会もできるだけ確保していきたいということで、そういう用紙を作成いたしました。案でございますけれども、「流域委員会についてのアンケート記入用紙」を配付いたします。ページの11がサンプルでございます。最終ページでございます。きょうは黄色い紙があるのだろと思いますが、それと同じでございます。

2. 標記に関する会議会場における対応です。従来から配付している「発言にあたってのお願い」に、必要事項を明記する。これは変更案の1つ目と同じでございます。7ページに変更の分が書いてあります。従来のものに下線を引いた部分がつけ加わるということになります。2つ目のポツです。新規に「一般傍聴発言希望記入用紙」、9ページにそのサンプルがございます。それと会議が終わってからの「流域委員会についてのアンケート記入用紙」、新たに紙できょうの委員会についてのご意見あるいは反省事項等をお書きいただければ、私たちの委員会をよりよいものにして運営することができるということでございます。ぜひご協力いただければありがたいと思っております。

なお、本日のこの意見聴取に関する考え方、ご意見を、意見交換資料2にございますその用紙にお書きいただいて、庶務にご提出していただければありがたいと思っております。

こういう流れ、およそきょうのご意見をいただいて、こんなふうにしていこうということが次回

の運営会議で決まっていくのだろーと思いますけれども、その参考にもさせていただきたいので、ぜひお帰りになる前に、きょうの5番目の「一般からの意見聴取の方法についての意見交換」の中身のことについてお書きいただければありがたいと思います。

流域委員会の委員並びに一般傍聴者からの活発な意見をいただいて、意見交換をしていただきたいというぐあいに委員長をお願いいたします。以上でございます。

○今本委員長

はい、ありがとうございました。

早速ですが、まず委員の方々からご意見をお伺いしたいと思います。

では、本多さんからよろしく。

○本多委員

これは確認もしくは質問になろうかと思いますが、参考資料1に投書することになります「委員および一般からのご意見」というところのルールについてです。2点あります。

1つは、多くの人から意見をちょうだいするために3ページという規定がありますが、これは1人3ページという意味でしょうか。それとも、1意見3ページということでしょうか。例えば1人の方が住民参加部会にも、もしくは水需要の部会にも出したいという場合に、2つ意見があった場合には、3ページずつ6枚分出せるということでしょうか。それとも、たくさんの方が出せるように、できるだけ個人の方の意見は2つ3つあっても3ページ以内ということなんでしょうかということが1つと。

これには傍聴者の皆さんのルールについて書かれていますが、この参考資料1には委員からも実は意見を上げられるようになっております。委員もやはり1意見について3ページというようなルールを守るようにしようということも含まれているのでしょうかということを確認しておきたいと思います。

○三田村副委員長

今のご意見の2つ目については、委員も一般傍聴者も同じでございます。私どもの案でございますけれども、1つ目については、実は3ページというのは非常に多いと感じる内容もあるでしょうし、少ないと感じる内容もあると思いますね。資料があった場合にはやっぱり3ページというのは制限がきつ過ぎるかなと思いますけれども、それについて逆にどのようにお思いですか。その辺ちょっとご意見をいただければありがたいと思います。

これはあくまでも基礎案で、定まってものでもなくて、よりよくしていきたいというのが趣旨でございます。

○本多委員

1 意見について3 ページというふうにされたいのではないかというふうに思います。そうしますと、1 人で幾つも意見が出せるのかというようなことがまた出てきますと、ページ数とかいろんなものについての制限がまた出てくるかと思いますので、その辺をちょっと考えたかったということです。以上です。

○今本委員長

今の件について、ほかの方、ご意見ございませんか。

どうぞ。

○高田委員

高田です。3 ページですか。意見案では3 枚と書いているんですよね。

○三田村副委員長

ごめんなさい。3 枚でございます。

○高田委員

裏表もありですね。

○三田村副委員長

はい。

○高田委員

でき上がりが3 枚ということですね。

○三田村副委員長

3 ページというのはもったいないですね。3 枚でございます。裏表で6 ページ分といいますか。

○今本委員長

これまで例えば委員からの意見というのはあんまり注目していなかったのですが、これからはこの委員会でいろいろ検討するときに、あらかじめ私はこういう意見を持っているのですということを、もしこういう形で出しておいていただければ、議論するときに非常にやりやすくなります。そういう意味で、委員の方ももっとこれを活用したいと思います。

どうでしょうか。今のは例えば1 人1 項目についてこうなのかということでしたけれども、私は1 項目でいいと思うのですけどね。そんなにたくさんできるでしょうか。10項目20項目もやれるような方がもしおられたら、ぜひ見せてもらいたい。くだらん意見があつたら、こんなくだらん意見を出してくれるなということを言うかもわかりませんが、立派な意見でしたら何百項目でも結構です。受けて立ちますので出してください。と思います。

この件については、一般の方からも、非常に関係があると思いますので、いかがですか。ご意見のある方、どうぞ。

○傍聴者（浅野）

自然愛・環境問題研究所の浅野です。

今出されている提案なのですが、最初に一番、何と言うんですか、この理由なんですよ。これははっきり言いまして、「実質的に一般傍聴者あるいは一般意見の制限」になります。特に1つの意見についてA4で3枚以内になるような、それをお願いしますなんですが、制限としてこれが出ればですね、非常にこれまた意見書を出しにくいことになりまして、それでどうなるんですか。そんな3枚以内にして委員会は何の得があるんですか。本当に実質的なものをちゃんと書いてもらおうと思えば、資料まで含めていろいろ枚数がふえてくることも絶対ありますよ。それでええかげんに書くんやったら、確かに3枚でも4枚でも、結局はこんな資料をつけないでもいいのにとかいうことも当然具体的に言えるような投稿もこれまでありました。けれど、その「意見の枚数制限というのは、本質的に一般住民からの意見を抑えることにもなる」し、1枚2枚ふえようが、それがどれほどの重要な意味を持っているんですか。

それから、お聞きしたいのは、一部の意見提出と傍聴発言が委員会の健全な運営にしばしば支障が生じていること、あるいは一部の方の発言が委員会運営に支障を来したこと、その例も挙げていますが、そんなことが運営にどれほどの差しさわりがあったと言うんですか。つまり、委員会の審議が終わってからの傍聴発言ですよ。それが発言時間が長過ぎると言うけれども、そんなに長く委員会が引っ張られたことがありますか。この具体的な事例を挙げてください。一部の意見提出と傍聴発言が委員会の健全な運営にしばしば支障が生じていること、これを具体例、事例をずっと挙げてください。ちょっとわからないですね

○今本委員長

前半の方について、これは私からの感想なんですけれども、例えば端的に言いまして、浅野さんからこれまでいろいろいただきました資料は随分重複がありました。これを私自身はずっと読ませていただいておりますけれども、例えば岩倉峡での水位と流量のデータ、これはいついつのを参照してくださいという形にしていただければ、それを見ればいいわけですので、そういう面はあったと思っています。ただ、枚数制限をするのがいいのかどうかということについては、中身によると思うんです。

ですから、これをどう扱うのか。原則としてこういう形にしてほしいという意味でこういう提案をしているんだと受け取っていただきたい。

それで、どういうマイナスがあるのかと言いますと、この会議は当然税金で運営されているわけですから、できるだけむだ遣いをしたくない、そういうようなことから出てきた私どもの反省点です。ですから、どれがどうと具体的に言われますと、個人的な問題もありますので、私は今思わず名前を挙げてしまいましたけれども、発言に対するお答えという意味で挙げさせていただきましたけれども、趣旨はご理解いただけませんか。どうぞ。この委員会がこういうことでやりたいんだという趣旨です。

○傍聴者（浅野）

そこには、1つは「流域住民の意見をもっと積極的に取り上げていくというもの」が、これより前に必要なんですよね。これは例えば一時は河川管理者の審議資料を含めまして、何回も何回もいろんな各種委員会でたくさんの資料がそのまま同じものが出ていましたね。これらについては、明らかにもっと簡単に、それが一部しか渡らないような方法で配られるというやり方も考えられたわけですよ。（それが庶務の工夫で出来る事があるのです。）

例えば傍聴者の皆さん等に案内のはがきを送るときに、『あなたの場合は今回の委員会では既に前にその資料をお渡ししていますから、それを持ってきてください』よという形で、受付でやみくもに次から次へ渡すようなやり方は避けられたはずですよ。そういうようなことも考えてみますと、確かにこれまでいろんな参考資料が重複されて渡ってきた。それについての疑問も出ました。でも、それはそのようにしたりして改善できることです。

ただ、「一般流域住民の意見を積極的にこれからどういうふうにどういう形で求めているか」という提案がない」ままこういう形の制限というのは、この流域委員会ですべきことではないと思いますね。

○今本委員長

わかりました。

ほか。はい、どうぞ

○傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。審議に支障を来した例を挙げろと言われたら、きょうの参考資料が一番典型的な例だと思います。この参考資料に載っているのはほとんどが添付資料です。その添付資料が一体審議にどう役立てようとしてここへ張りつけられたものであるのか、その意図が好意的に判断してもよくわからないものがいっぱい添付されています。

あくまでこれは少しでも流域委員会の審議に役立ててもらおうという善意で添付されたものだと思います。けれども、それが一体どういう意図で、一体どういう審議をしてほしくて、それを参考

にしてほしいと言うのだっただけならば、その添付する説明責任は傍聴者、意見提出者にもあると思います。これは傍聴者だけの問題ではなくて、委員にも何のためにこの資料を提出したのか、わからない資料を提出する委員はたくさんいます。河川管理者にしても、計画変更するダム過去のモニタリングの資料を何回でも提出する、これは十分むだだと思います。

全員が考えるべきことですから、これは傍聴者だけが責められていることでもないですし、意見提出者が責められていることでもないですけれども、もしも添付資料をたくさん載せたいと言うのであれば、なぜその添付資料が自分の意見のために必要なのか。それを説明する責任はすべての人にあると思います。その意味がないのであれば、それは単なる善意の押しであって、流域委員の検討には何の役にも立ちません。何のために載せているのか、どう審議してほしいのか。その意見が言えないのであるならば、むだな参考資料は載せるべきではないと思います。

そのためにほかの人たちの意見を聞く機会を失っているのだとしたら、これは流域委員会の審議にとっても大きな損失になると思います。ありがとうございました

○今本委員長

はい、ありがとうございました。

ほかにご意見はございませんでしょうか。はい、どうぞ

○傍聴者（酒井）

桂川流域住民の酒井です。浅野さんのおっしゃることがまさに大事なことであって、河川法の求めているのは住民意見の聴取であります。各地方で行われている流域委員会ないしそれに類似する委員会で、一番今問題になっているのは住民の意見を聴取して新たな河川整備計画に役立てようというのが主旨であります。

中央の河川整備基本方針検討小委員会（国交省河川局）で議論をされている河川整備計画についても一切報告がありません。ここからも2名の委員が出ておられますが、どういう議論がされているのか。ほかの流域についても、いろいろ会議がやられていますが、その報告も一切ない。

私も参考資料を載せていますけれども、説明責任ということであれば、まさに一番大問題は中央でやられている報告が近畿整備局から一切ない。意見提出を淀川水系流域委員会がしました。その説明もありません。具体的に一体何でこの期間があいたのか、そのことが大問題であります。簡単にやりますが、実際今までやられてきた委員会の中で、本当に流域委員と委員会と河川管理者の間は意見のキャッチボールができていろいろ意見交換ができたかもわかりませんが、実際に住民部会なり地域部会や各部会がありますけれども、流域住民の意見がこうしようああしようという意見を求められてはいますが、その整理もできていないのではないのでしょうか。

整備シートは整備シートでそれは読みますけれど、その具体的な河川整備計画が住民にこれを読んで理解できたのか、これでこういう方針でいきますよというようなものが流域委員会であればいいんです。それこそ委員長が言われたように、税金を使ってやっているのはただの見せ物的な流域委員会というのか、わかっている者だけの専門家だけの流域委員会でもいいんですか。、二、三十年先の河川整備計画を決めるということにはなっていないし、幾らでも混乱してくると思います。幾らでも税金を投入して、こういう会議をやったり、現場へ行っても、結局はいい結論が出てこないというふうに思います。

説明責任をやれということであれば、先ほどから3分とか3枚とかいう話がありますけれど、マスコミとのことでもそうです。一体流域委員会の中で、マスコミ・メディアの意見、考え方というのが議論されているのか。マスコミ・メディアの方はそれなりの情報収集で見解を述べて、いろいろな幅広い意見を述べておられます。その辺の紹介もどうして一切ないんですか。マスコミやメディアを無視するということなんでしょうか。

ですから、私は紙面ももったいないですけど、わざわざ切り抜きを集めて提出しています。意見を述べろと言われれば一々述べますけれども、そういう短時間の中で、どれだけ知識や情報の少ない一般の住民も含めて、私自身も含めて、説明できますか。

それを答えてください。河川管理者、委員会。

よろしくお願いします。以上です

○今本委員長

ほかにご意見、ございませんでしょうか。

○今本委員長

一般からの意見の2つ目が49ページにわたっております。これについてどう思われるか、ご意見はありませんか。

はい、どうぞ。

○川上委員

木津川部会の川上です。今、発言された酒井さんにお尋ねしたいと思います。きょうの参考資料1の中で、一番たくさん資料を提出していただいているのは酒井さんでございますけれども、今ざっと拝見いたしましたところ、酒井さんがどういう意図でこの資料を提出いただいたのかということが、わかるものとわからないものとがいろいろあります。それで、流域委員会に関係のあるものと、余り関係のないものもたくさんあります。代表的なもの幾つかについて、どういう意図でこの資料を意見として提出されたのか、少しご説明をいただきたいと思います。

○今本委員長

いかがですか。ただいまの意見に対してご説明いただけますか。

はい、どうぞ。

○川上委員

ちょっと補足いたします。

きょうのこの参考資料1は約50ページあります。それで、きょうのこの委員会、傍聴者と委員、河川管理者を含めまして約200名だと思います。50ページで200名ですから、配付されているこの参考資料1だけで、1万枚の紙を使っているわけです。1年間に大体この委員会は10回ぐらいあると思いますから、この紙の枚数は10万枚になります。それから、各部会に参加される方々は大体100名です。それで、50ページで、これは5,000枚になるわけですね、1回当たり。それが大体年間30回ぐらいあろうかと思います。そうすると、約これで90万枚。合わせて100万枚の量がこの参考資料1だけで費やされるというのは、私はちょっとやっぱり異常な量ではないかなというふうに思います。

○今本委員長

はい、どうぞ。

○傍聴者（酒井）

金額的な話が川上委員の方からお話があったわけですけど。専ら、出す方は自由だと思うんですよ。それで、あとは庶務と、それから流域委員会の裁量の問題であって、載せる載せないというのは、そこで制限をかけて説明をするということでない、出してしまってからどうのこうのというのは問題があるんじゃないかと思います。

本日も一般の傍聴者、これだけ参加されておりますけれど、物を言わぬ傍聴者が圧倒的に多いわけですよ。これは一体何でしょうかね。人的な費用と労力というのはすごいと思います。いろんな立場の方がおられます。その方が大事であって、意見を求めるのが大事であって、そういうふうに私は考えます。あまり時間をとるのはよくないと思いますので、もし時間であれば、この場でなくてもいろんな場があるわけですから、そういうお取り計らいをよろしく願いたいと思います。

以上です。

○今本委員長

はい、ありがとうございました。ほか、よろしいでしょうか。

最初に申しましたように、決して皆さん方の発言を規制しようというつもりではありません。いかにして、この委員会に皆さんの意見を参考にさせていただくか、それが意図です。その一方で、

この委員会にふさわしいやり方で、一般意見の取り扱いをもう一度検討してみたいと思います。

きょうは非常に貴重なご意見をいただきましたが、初めてこの委員会に傍聴に来て発言するという方の発言はないわけです。これを私たちは聞きたいわけです。そのために、こういういろんな方法も考えたというのがあります。ですから、決して意見を聞かないというのではありません。逆です。もっと多くの人からの意見を聞きたい。そして、有効な資料のつくり方、そういうふうにしたいというのが本意ですので、この問題については、また随時ご意見をいただけたら結構だと思います。きょうはこれ以上議論しても、もし時間があればいいのですけれども、こんな程度ですかなということで終わらせていただきます。

後の取り扱いですけれども、一応きょうのご意見、一般傍聴者からのご意見も踏まえまして、運営会議で検討させていただきます。そして、最終案として次の委員会に諮って、それでお認めいただけたら、その次から実行するという形にしたいと思います。

この件、非常に、どう言いますか、ページ数が多いとかあるいは同じ方が発言するとか、いろいろ意見もありますけれども、逆に言えば、そういうことをしていただいてありがたいという気持ちがあることもぜひご理解ください。私たちは決して排除しているつもりではありません。非常にありがたいと思っている面もあるんです。ですから、これをどう扱うか、もう少し委員会としても検討させていただきたいと思います。

何か特にご発言いただきたい委員の方はおられますか。よろしいですか。どうぞ。

○三田村委員

今、委員長におまとめいただきましたけれども、私どもは、河川管理者がよりよい一般意見の聴取反映ができるように、そのための提言を、あるいは意見を言うというのが私たちの務めでございます。

その一つの例として、この委員会、部会で一般の方々からの意見をいただいているわけですが、まだそれが成熟していると思えないと思います。これは日本全体、あるいは世界を見てもそうだろうと思うのです。これがいいやり方だというのは多分ないと思います。これから試行錯誤がどんどん行われるのだろうと思うのですけれども。そういう意味において、私たちがしくじらないように、これから改革していくという、その一つでございます。あるいは改革したものがまずければ、もとに戻さざるを得ないところも多々出てくるかもしれません。

その一つが先ほどご発言がありましたように、物言わない人たち、サイレント・マジョリティーの人たちの意見というのは非常に大切でございます。そういう意味でアンケートの記入用紙を、そのときの委員会に対して意見をいただきたいというものも考えました。それも大きな前進だろうと

思っております。

ほかにも何かいいアイデアがございましたら、きょうの意見交換資料2にございますアンケート用紙にご記入いただいて、運営会議でそれを積極的に取り上げていけるようにしていただければと委員長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○今本委員長

はい、どうぞ。

○村上興正委員

村上です。先ほど、三田村先生は後半についてはこのアンケート用紙に書かなくても発言できる、ただしそれはそこへ議論を絞ってやるという話になりましたけれども、前半については、ここに書いていない人は発言できないというふうに聞こえるんですが。例えば、だれかが発言したことに触発されて、また次の人が発言するということは、往々にしてあることで、その場合には、あらかじめアンケートに書くことは不可能ですね。そういったものは、やはり僕は許すべきだと思います。そうしないと、一般からの意見聴取というものが非常に形式的なものになってしまうと思います。

だから、そういった話はやはり委員長が、判断は難しいかもしれませんが、この問題はやはり関係して出てきたので、良いのだと思ったときは発言を許すような、割と柔軟な対応が必要だと思うんです。これを余り機械的にやると、意見聴取の仕方が非常に制限された形になると思うんです。例えば、僕が傍聴者におったら、こんな面倒くさいということを思うと思うんです。だから、その辺のことが、そう思われないような形の何か対応策というのを、やっぱり考えなければならないのではないかと考えています。

○今本委員長

ありがとうございました。ただいまの意見も重く受けとめまして、どういうふうにすればいいのか、機械的にならないように、またこの委員会そのものが発展するように取り扱いを慎重に考えていきたいと思っています。

では、よろしいですか。どなたか発言はありますか。

〔その他〕

○今本委員長

それでは、次のその他というところに移ります。

庶務の方、よろしくお願いします。

○庶務（日本能率協会総研 三ツ橋）

資料の中のその他資料に、委員会の今後のスケジュールを載せてございます。きょうは50回目の委員会でございますけれども、51回目、次の委員会が6月3日土曜日でございます。それぞれの部会、そこに書いてありますとおりでございます。

それと、次のもう1枚目に、日付順でスケジュールを載せてございますので、参考にごらんになっていただければと思います。

以上でございます。

○今本委員長

全体を通じまして、何かご意見、ご発言はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖の河村でございます。参考までに昨年ご説明したものでございます、琵琶湖浸水想定区域図、きれいなパンフレットができましたので、ご紹介がてら机に置かせていただきました。もし何部かご必要な方がおられましたら、琵琶湖河川事務所までお申しいただければ準備させていただきますと思います。

○今本委員長

はい、ありがとうございました。

それじゃ、庶務にお返しします。

○庶務（日本能率協会総研 三ツ橋）

それでは、これをもちまして淀川水系流域委員会第50回委員会を閉会いたします。長時間にわたりまして、ありがとうございました。

〔午後 4時10分 閉会〕